

令和6年6月18日 開会

令和6年6月 日 閉会

令和6年第2回江差町議会定例会 議案

署名議員

署名議員

議案目次

報告第1号	令和5年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について	P 1
議案第1号	江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域との共生に関する条例 の制定について	P 5
議案第2号	江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例について	P 11
議案第3号	江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	P 13
議案第4号	令和6年度江差町一般会計補正予算(第5号)について	P 17
議案第5号	北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について	P 31
同意第1号	農業委員会委員の任命について	P 33
同意第2号	農業委員会委員の任命について	P 35
同意第3号	農業委員会委員の任命について	P 37
同意第4号	農業委員会委員の任命について	P 39
同意第5号	農業委員会委員の任命について	P 41
同意第6号	農業委員会委員の任命について	P 43
同意第7号	農業委員会委員の任命について	P 45
同意第8号	農業委員会委員の任命について	P 47
同意第9号	農業委員会委員の任命について	P 49
同意第10号	農業委員会委員の任命について	P 51
同意第11号	農業委員会委員の任命について	P 53
選挙第1号	江差町選挙管理委員会委員の選挙について	別 添
選挙第2号	江差町選挙管理委員会委員補充員の選挙について	別 添

報告第1号

令和5年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について

令和5年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和6年6月18日提出

江差町長 照井 誉之介

令和5年度 江差町一般会計 繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源	一 般 財 源	
2	総務費	1 総務管理費	北の江の島構想推進	30,267,000	28,677,000	円	円	円
						調定未済額 20,500,000 (内訳) その他特定財源 20,500,000		8,177,000
2	総務費	1 総務管理費	陣屋・円山地区町有 地法面崩落防止	70,000,000	42,500,000	円	円	円
						調定未済額 42,500,000 (内訳) 地方債 42,500,000		0
2	総務費	2 徴税费	個人住民税定額減税 に係る総合行政シ ステム改修委託	1,060,000	1,060,000	円	円	円
						調定未済額 1,060,000 (内訳) 国庫支出金 1,060,000		0
2	総務費	3 戸籍住民登 録費	戸籍システム・住基シ ステム改修(法改正 対応)	4,943,000	4,829,000	円	円	円
						調定未済額 4,829,000 (内訳) 国庫支出金 4,829,000		0
2	総務費	3 戸籍住民登 録費	マイナンバーカード 振り仮名及びローマ 字表記対応システム 改修	2,987,000	2,987,000	円	円	円
						調定未済額 2,987,000 (内訳) 国庫支出金 2,987,000		0
2	総務費	3 戸籍住民登 録費	旧氏及び振り仮名の 記載に係る戸籍附票 システム改修	1,485,000	1,485,000	円	円	円
						調定未済額 1,485,000 (内訳) 国庫支出金 1,485,000		0
2	総務費	3 戸籍住民登 録費	振り仮名通知の仮登 録に係る戸籍附票シ ステム改修	1,188,000	1,188,000	円	円	円
						調定未済額 1,188,000 (内訳) 国庫支出金 1,188,000		0
3	民生費	1 社会福祉費	在宅型総合福祉施設 高压受電設備更新	1,887,000	1,683,000	円	円	円
								1,683,000
3	民生費	1 社会福祉費	地域介護・福祉空間 整備等施設整備補助	7,260,000	7,260,000	円	円	円
						調定未済額 7,260,000 (内訳) 国庫支出金 7,260,000		0
3	民生費	2 児童福祉費	第3期子ども・子育て 支援事業計画策定に 関する生活実態調査	1,705,000	1,705,000	円	円	円
								1,705,000
4	衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワ クチン接種体制確保 (令和5年度秋接種)	30,759,000	251,000	円	円	円
						調定未済額 251,000 (内訳) 国庫支出金 251,000		0
5	労働費	1 労働費	檜山地域人材開発セ ンター貯水槽揚水ポ ンプ等更新工事	1,122,000	1,122,000	円	円	円
								1,122,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源	一 般 財 源
8 土木費	2 道路橋梁費	町道五厘沢山崎線道路改良工事	100,903,000 円	45,100,000 円	円	円 調定未済額 43,200,000 (内訳) 国庫支出金 27,700,000 地方債 15,500,000	円 1,900,000
8 土木費	2 道路橋梁費	橋梁長寿命化補修対策	229,401,000 円	108,743,000 円	円	円 調定未済額 104,500,000 (内訳) 国庫支出金 66,900,000 地方債 37,600,000	円 4,243,000
8 土木費	4 港湾費	直轄港湾整備(令和5年度補正予算分)	40,000,000 円	40,000,000 円	円	円 調定未済額 40,000,000 (内訳) 地方債 40,000,000	円 0
10 教育費	2 小学校費	町立小学校エアコン設置工事	147,017,000 円	75,787,000 円	円	円 調定未済額 75,762,000 (内訳) 国庫支出金 44,262,000 地方債 31,500,000	円 25,000
10 教育費	3 中学校費	町立中学校エアコン設置工事	66,997,000 円	34,775,000 円	円	円 調定未済額 34,679,000 (内訳) 国庫支出金 22,579,000 地方債 12,100,000	円 96,000

議案第1号

江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域との共生に関する条例の制定について

江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域との共生に関する条例を、次のように定める。

令和6年6月18日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

本町が持つ豊かな自然・社会環境と歴史的景観等と調和しながら、地球温暖化対策に向けて、地域の資源である再生可能エネルギーの導入を、町民の民意のもと、町、町民及び地域事業者が一体となり、持続可能な脱炭素化社会の実現に向けたまちづくりに寄与するため、この条例を制定する。

江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域との共生に関する条例

前文

江差町では、地域再エネ導入マスタープランにおいて、省エネルギー対策の推進と森林整備をはじめとした二酸化炭素吸収源の確保、本町の地域資源である再生可能エネルギーの活用を促進しながら、ゼロカーボンシティの実現を目指すこととしています。

本町が持つ豊かな自然・社会環境と歴史的景観等と調和しながら、地球温暖化対策に向けて、地域の資源である再生可能エネルギーの導入を町、町民及び地域事業者が一体となって推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、江差町（以下「町」という。）における再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）を活用する発電事業（以下「再エネ事業」という。）の導入に関し、町民の民意のもと、自然・社会環境や景観への負荷を最小限に抑えつつ、再エネ事業の区域を適切に設定（以下「ゾーニング」という。）することで、エネルギー供給地としての地位を確立し、無秩序な開発の抑制を図り、以って町内の再エネ産業を育成し、持続可能な脱炭素化社会の実現に向けたまちづくりに寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 再エネは、町が目指すゼロカーボンの実現に必要な不可欠な地域の持続可能なエネルギー資源であり、町、町民及び地域事業者は再エネを適切かつ最大限に利用するよう努めなければならない。

2 再エネ事業は、町、発電事業者、町民及び地域事業者の相互の密接な連携の下に、地域の活力の向上及び持続的発展に資することを目的として行わなければならない。

3 再エネ事業は、自然・社会環境及び景観に配慮しつつ、防災・減災、産業振興、地域活性化等の視点も取り入れた上で、適正に行わなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 再生可能エネルギー発電設備（以下「再エネ設備」という。） 再エネを用い、電気に変換する設備並びにその附属設備をいう。

(2) 再エネ事業 再エネ設備を利用し発電を行う事業をいう。

(3) 発電事業者 町内で再エネ事業を実施し、これを用いて電気を需要家に供給しようとする者又は自ら消費しようとする者をいう。

(4) 事業区域 再エネ事業の用に供する土地の区域（再エネ設備及び管理用道路などを含む）をいう。

(5) ゾーニングマップ ゾーニングについて関係者・関係機関で協議しながら令和6年2月に策定された江差町再生可能エネルギーに係るゾーニング報告書（以下「ゾーニング報告書」という。）に示された、各ゾーニングエリアを地図に落とし込んだ地図情報をいう。

(6) 環境配慮事項 ゾーニング報告書に示された、発電事業者が事業計画を検討する際に必要な留意・配慮すべき事項を整理したものをいう。

(7) 保全エリア 法令等の指定から立地困難、又は重大な環境影響が懸念されることにより、再エネ設備の立地は望ましくなく、環境保全を優先すべきエリアをいう。

(8) 不適エリア 事業性等の観点から、再エネ設備の立地には適さないエリア。ただし、事業者の詳細調査などにより事業性があると判断され、自然・社会環境へ配慮すべき事項について地域関係者や関係機関との調整が調った場合、再エネ設備の導入を促進しうるエリアをいう。

(9) 調整エリア 風況、地形等により事業性があり、再エネ設備の設置にあたっては、自然・社会環境へ配慮すべき事項が含まれ地域関係者や関係機関との調整が調った場合、再エネ設備の導入を促進しうるエリアをいう。

(10) 促進エリア 風況、地形等により事業性があり、自然・社会環境への影響が小さいと想定され、再エネ設備の導入を促進しうるエリアをいう。

(適用事業)

第4条 この条例は、次の再エネ事業について適用する。

(1) 出力規模が10kw以上の野立て型太陽光発電

(2) 風力発電

(町の責務)

第5条 町は、再エネを活用した持続可能な脱炭素化社会の実現に向けたまちづくりに寄与するため、地域の合意形成を図りつつ、自然・社会環境や景観に適正に配慮し、地域に貢献する、地域共生型の再エネを推進するため、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じるものとする。

(発電事業者の責務)

第6条 発電事業者は、再エネ事業の実施にあたっては、関係法令並びにこの条例、規則、ゾーニングマップ及び環境配慮事項等を遵守し、事故や争いの発生防止並びに良好な自然・社会環境及び景観の保全に配慮するとともに、町民等との良好な関係を保つよう努めなければならない。

2 発電事業者は、再エネ設備の適正な設置及び維持管理に努めなければならない。

3 発電事業者は、計画的に資金を積み立てることその他の方法により、再エネ設備を適正に維持管理するほか、除却又は設備更新など再エネ事業を継続するために必要な費用を確保するよう努めなければならない。

4 発電事業者は、再エネ事業の実施に伴い、想定されていた以上の環境への影響や事故等が発生した場合、又は町民等との間に争いが生じた場合は、自己の責任において、誠意をもって解決に努めなければならない。

(町民の責務)

第7条 町民は、再エネ事業の実施と町の良好な自然・社会環境及び景観との調和について理解を深め、町の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めるものとする。

(発電事業者による提案)

第8条 発電事業者は、町に対して、再エネ事業の活用による地域の活性化に資する取組みに関して提案することができるものとする。

(保全エリア)

第9条 発電事業者は、ゾーニング報告書において保全エリアに指定されている区域を事業区域に含めてはならない。

(不適エリア)

第10条 発電事業者は、ゾーニング報告書において不適エリアに指定されている区域を事業区域に含める場合は、詳細調査などを実施し、事業性があると判断したときは、環境配慮事項を適切

に講じなければならない。

(調整エリア)

第 11 条 発電事業者は、ゾーニング報告書において調整エリアに指定されている区域を事業区域に含める場合は、環境配慮事項を適切に講じなければならない。

(促進エリア)

第 12 条 発電事業者は、ゾーニング報告書において促進エリアに指定されている区域を事業区域に含める場合は、環境配慮事項を適切に講じなければならない。

(町民等への説明及び協定の締結)

第 13 条 発電事業者は、再エネ事業を実施しようとするときは、町民等に対して再エネ設備の新設等に関する事業計画についての説明会を開催するなど、当該事業計画の周知に努めなければならない。

2 発電事業者は、前項の措置を講じた結果、町民等から意見の申し出があった場合は、誠実に協議するよう努めなければならない。

3 発電事業者は、新設等を行う再エネ設備（附属設備を除く。）の設置により影響を受ける可能性がある町内会、自治会及び事業所又は団体から紛争の解決に関する協定の締結について協議があった場合は、誠意をもってこれに対応し、当該協定が成立したときは、誠実にこれを遵守しなければならない。

(再エネ事業実施の届出)

第 14 条 発電事業者は、再エネ事業を実施しようとするときは、再エネ事業に係る法令の規定に基づく許認可等の申請又は届出をする前に、次に掲げる事項を町長に届け出なければならない。

(1) 発電事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 再エネ事業を行う目的、位置及び工程等の事業計画を明らかにした書類

(3) 再エネ設備の維持管理費用及び除却費用の積立計画等がわかる書類

(4) 町民等への説明会の状況を記録した報告書

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、再エネ事業に対して意見を述べることができる。

3 発電事業者は、第 1 項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。

(工事着手等に係る届出)

第 15 条 発電事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。

(1) 再エネ事業を実施するための工事（以下「工事」という。）に着手するとき。

(2) 工事を中止するとき。

(3) 中止していた工事を再開するとき。

(4) 工事が完了したとき。

(報告及び立入検査)

第 16 条 町長は、発電事業者に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に事業区域に立ち入らせ、当該再エネ事業に関する事項について調査若しくは関係者に質問することができ

る。

(再エネ事業の継承)

第 17 条 発電事業者から相続、売買、合併又は分割等によりその地位を継承した者は、その承継の日から 30 日以内に、その旨を町長に届け出なければならない。

(維持管理等に関する報告)

第 18 条 発電事業者は、再エネ設備の稼働状況及び保守点検の実施状況について、1 年に 1 回町長に報告しなければならない。

2 発電事業者は、自然災害又は火災等により、事業区域及びその周辺区域において被害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、直ちに必要な対策を講ずるとともに、町長に報告しなければならない。ただし、当該自然災害又は火災等が継続している場合は、この限りではない。

3 前項に規定する場合のほか、自然・社会環境に影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、町長は、再エネ設備の稼働状況及び保守点検の実施状況について、発電事業者に報告を求めることができる。

(再エネ事業終了後の除却等)

第 19 条 発電事業者は、再エネ事業を終了したときは、速やかに、再エネ設備を除却するとともに、その旨を町長に届け出なければならない。

(指導、助言及び勧告)

第 20 条 町長は、必要があると認めるときは、発電事業者に対し、再エネ事業の適切な実施について必要な措置を講ずるよう指導又は助言することができる。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、発電事業者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第 9 条に規定する保全エリアにおいて再エネ事業を実施したとき又は第 10 条に規定する不適エリア、第 11 条に規定する調整エリア若しくは第 12 条に規定する促進エリアにおいて必要な措置を講ぜずに再エネ事業を実施したとき。

(2) 第 14 条第 1 項又は第 3 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(3) 第 15 条第 1 号の規定による届出をせずに工事に着手したとき。

(4) 第 16 条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料を提出し、又は事業区域の立ち入りを拒み、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(5) 第 18 条第 1 項の規定による報告をせず若しくは虚偽の報告をしたとき、又は同条第 2 項の規定による必要な対策を講じないとき。

(6) 前条の規定による除却をせず、又は届出をしなかったとき。

(7) 前項の規定による指導又は助言に従わなかったとき。

(公表)

第 21 条 町長は、前条第 2 項の規定による勧告を受けた発電事業者が、正当な理由がなくこれに従わなかったときは、当該発電事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を公表することができる。

(協議会の設置)

第 22 条 再エネ事業の実施と町の良好な自然・社会環境及び景観との調和に関する事項を協議す

るため、江差町再生可能エネルギー検討協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、脱炭素社会の実現に向けた再エネ事業の状況確認と実施計画について、発電事業者から町民等との協議内容について報告を受けるものとする。
- 3 協議会に必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

（委任）

第 23 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に再エネ事業に係る法令に基づく許認可等の申請又は届出をしている発電事業者で、再エネ事業を実施しようとする場合、第 14 条第 1 項の規定の適用については、同項中「再エネ事業に係る法令の規定に基づく許認可等の申請又は届出をする前に」とあるのは「速やかに」と読み替えるものとする。
- 3 この条例の施行の際、現に工事に着手している発電事業者については、第 15 条第 1 号の規定は、適用しない。

（検討）

- 4 町長は、この条例の施行の状況及び再エネに関する知見の進展の動向等を勘案し、この条例の規定及びゾーニング報告書について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の措置を講ずるものとする。

議案第 2 号

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例について

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を、次のように改正する。

令和 6 年 6 月 1 8 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

児童福祉施設の設置及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令に伴い、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正するもの。

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例について

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 当分の間、小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所に置く保育士及び保育従事者の数の基準は、改正後の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項に規定する期間内においても、小規模保育事業者（A型）、小規模保育事業者（B型）、保育所型事業所内保育事業者及び小規模型事業所内保育事業者は、改正後の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項に定める基準を満たす数の保育士及び保育従事者を置くよう努めなければならない。

議案第3号

江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

江差町国民健康保険税条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和6年6月18日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

地方税法施行令等の一部改正に伴い、江差町国民健康保険税条例を改正するもの。

江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

江差町国民健康保険税条例（昭和40年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「220,000円」を「240,000円」に改める。

第3条第1項中「100分の7.45」を「100分の7.68」に改める。

第4条中「23,100円」を「24,600円」に改める。

第5条第1号中「23,500円」を「23,900円」に改め、同条第2号中「11,750円」を「11,950円」に改め、同条第3号中「17,625円」を「17,925円」に改める。

第7条中「8,400円」を「8,900円」に改める。

第8条中「100分の1.92」を「100分の1.91」に改める。

第9条中「8,000円」を「8,700円」に改める。

第9条の2中「6,400円」を「6,700円」に改める。

第23条第1項中「超える場合には650,000円」を「超える場合には、650,000円」に、「当該減額して得た額が220,000円」を「当該減額して得た額が240,000円」に、「超える場合には220,000円」を「超える場合には、240,000円」に改め、同項第1号ア中「16,170円」を「17,220円」に改め、同号イ中「16,450円」を「16,730円」に、「8,225円」を「8,365円」に、「12,337円」を「12,547円」に改め、同号ウ中「5,880円」を「6,230円」に改め、同号オ中「5,600円」を「6,090円」に改め、同号カ中「4,480円」を「4,690円」に改め、同項第2号中「、290,000円」を「295,000円」に改め、同号ア中「11,550円」を「12,300円」に改め、同号イ中「11,750円」を「11,950円」に、「5,875円」を「5,975円」に、「8,812円」

を「8,962円」に改め、同号ウ中「4,200円」を「4,450円」に改め、同号オ中「4,000円」を「4,350円」に改め、同号カ中「3,200円」を「3,350円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改め、同号ア中「4,620円」を「4,920円」に改め、同号イ中「4,700円」を「4,780円」に、「2,350円」を「2,390円」に、「3,525円」を「3,585円」に改め、同号ウ中「1,680円」を「1,780円」に改め、同号オ中「1,600円」を「1,740円」に改め、同号カ中「1,280円」を「1,340円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,465円」を「3,690円」に改め、同号イ中「5,775円」を「6,150円」に改め、同号ウ中「9,240円」を「9,840円」に改め、同号エ中「11,550円」を「12,300円」に改め、同項第2号ア中「1,260円」を「1,335円」に改め、同号イ中「2,100円」を「2,225円」に改め、同号ウ中「3,360円」を「3,560円」に改め、同号エ中「4,200円」を「4,450円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の江差町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第4号

令和6年度江差町一般会計補正予算（第5号）について

令和6年度江差町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ16,979千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,223,232千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月18日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和6年度江差町一般会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加する必要が生じたことによる。

令和6年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	一般管理費	行政情報化・電子自治体推進事業	2,619	2,619					
総務費	一般管理費	人事給与システム改修(会計年度任用職員勤勉手当)	572					572	
総務費	企画費	伝統文化のまちづくり共創型空港アクセス改善事業	1,060					1,060	
総務費	賦課徴収費	個人住民税定額減税を補足する給付金に係る総合行政システム改修委託業務	887	887					
民生費	社会福祉総務費	令和6年度低所得者世帯価格高騰支援給付金事業	973	973					
民生費	児童福祉総務費	総合行政システム改修(児童手当の異次元の少子化対策)	1,202	1,202					
民生費	常設保育所費	保育所広域入所	1,394					1,394	
衛生費	環境衛生費	ゼロカーボン推進業務	5,474					5,474	
農林水産業費	農業振興費	経営所得安定対策等推進事業	822		822				
商工費	観光費	海洋体験充実事業	1,000				1,000		
教育費	教育振興費	小学校図書整備	60				60		
教育費	教育振興費	中学校図書整備	40				40		
教育費	文化振興費	芸術鑑賞事業「音楽のゆうえんち」	876					876	
計			16,979	5,681	822		1,100	9,376	

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
14国庫支出金		527,448	5,681	533,129
	2国庫補助金	166,923	5,681	172,604
15道支出金		325,444	822	326,266
	2道補助金	81,926	822	82,748
17寄附金		223,001	1,100	224,101
	1寄附金	223,001	1,100	224,101
19繰越金		48,788	9,376	58,164
	1繰越金	48,788	9,376	58,164
歳入合計		6,206,253	16,979	6,223,232

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2総務費		1,426,924	5,138	1,432,062
	1総務管理費	1,378,321	4,251	1,382,572
	2徴税費	15,612	887	16,499
3民生費		1,552,130	3,569	1,555,699
	1社会福祉費	1,224,180	973	1,225,153
	2児童福祉費	327,950	2,596	330,546
4衛生費		483,512	5,474	488,986
	1保健衛生費	483,512	5,474	488,986
6農林水産業費		248,071	822	248,893
	1農業費	169,696	822	170,518
7商工費		302,113	1,000	303,113
	1商工費	302,113	1,000	303,113
10教育費		575,710	976	576,686
	2小学校費	142,025	60	142,085
	3中学校費	68,040	40	68,080
	4社会教育費	81,806	876	82,682
歳出合計		6,206,253	16,979	6,223,232

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金	527,448	5,681	533,129
15 道支出金	325,444	822	326,266
17 寄附金	223,001	1,100	224,101
19 繰越金	48,788	9,376	58,164
歳入合計	6,206,253	16,979	6,223,232

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2総務費	1,426,924	5,138	1,432,062	3,506			1,632
3民生費	1,552,130	3,569	1,555,699	2,175			1,394
4衛生費	483,512	5,474	488,986				5,474
6農林水産業費	248,071	822	248,893	822			
7商工費	302,113	1,000	303,113			1,000	
10教育費	575,710	976	576,686			100	876
歳出合計	6,206,253	16,979	6,223,232	6,503	0	1,100	9,376

(2) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
14 国庫支出金	527,448	5,681	533,129
2 国庫補助金	166,923	5,681	172,604
1 総務費国庫補助金	12,274	2,619	14,893
2 民生費国庫補助金	5,983	3,062	9,045
15 道支出金	325,444	822	326,266
2 道補助金	81,926	822	82,748
3 農林水産業費道費補助金	21,025	822	21,847
17 寄附金	223,001	1,100	224,101
1 寄附金	223,001	1,100	224,101
1 寄附金	223,001	1,100	224,101
19 繰越金	48,788	9,376	58,164
1 繰越金	48,788	9,376	58,164
1 繰越金	48,788	9,376	58,164
歳入合計	6,206,253	16,979	6,223,232

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
1	総務管理費補助金	2,619	社会保障・税番号制度システム整備費補助
1	社会福祉費補助金	1,860	令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 定額減税を補足する給付分 887 低所得世帯価格高騰支援給付分 973
2	児童福祉費補助金	1,202	子ども・子育て支援事業費補助金
1	農業費補助金	822	経営所得安定対策等推進事業補助
1	寄附金	1,100	企業版ふるさと納税 指定寄附金（教育） 1,000 100
1	前年度繰越金	9,376	前年度繰越金 9,376

(3) 歳出

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
項							
目							
2 総務費	1,426,924	5,138	1,432,062	3,506			1,632
1 総務管理費	1,378,321	4,251	1,382,572	2,619			1,632
1 一般管理費	701,476	3,191	704,667	2,619			572
6 企画費	452,506	1,060	453,566				1,060
2 徴税費	15,612	887	16,499	887			
2 賦課徴収費	14,482	887	15,369	887			
3 民生費	1,552,130	3,569	1,555,699	2,175			1,394
1 社会福祉費	1,224,180	973	1,225,153	973			
1 社会福祉総務費	114,553	973	115,526	973			
2 児童福祉費	327,950	2,596	330,546	1,202			1,394
1 児童福祉総務費	177,083	1,202	178,285	1,202			
3 常設保育所費	149,920	1,394	151,314				1,394
4 衛生費	483,512	5,474	488,986				5,474
1 保健衛生費	483,512	5,474	488,986				5,474
3 環境衛生費	31,087	5,474	36,561				5,474
6 農林水産業費	248,071	822	248,893	822			
1 農業費	169,696	822	170,518	822			
2 農業振興費	93,732	822	94,554	822			
7 商工費	302,113	1,000	303,113			1,000	

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
12	委託料	572	人事給与システム改修
18	負担金補助及び交付金	2,619	自治体中間サーバー・プラットフォーム運営負担金
8	旅費	15	職員旅費
10	需用費	30	消耗品費
11	役務費	15	通信運搬費 郵便料・送料
18	負担金補助及び交付金	1,000	函館空港アクセス改善プラットフォーム負担金
12	委託料	887	総合行政システム改修
12	委託料	973	総合行政システム改修
12	委託料	1,202	総合行政システム改修
12	委託料	1,394	広域入所
7	報償費	172	委員報酬
8	旅費	374	委員旅費
12	委託料	4,928	ゼロカーボン推進業務
18	負担金補助及び交付金	822	江差町地域農業再生協議会補助 (経営所得安定対策等推進事業補助)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
項							
目							
1 商工費	302,113	1,000	303,113			1,000	
3 観光費	83,172	1,000	84,172			1,000	
10 教育費	575,710	976	576,686			100	876
2 小学校費	142,025	60	142,085			60	
2 教育振興費	11,922	60	11,982			60	
3 中学校費	68,040	40	68,080			40	
2 教育振興費	9,242	40	9,282			40	
4 社会教育費	81,806	876	82,682				876
5 文化振興費	1,144	876	2,020				876
歳出合計	6,206,253	16,979	6,223,232	6,503	0	1,100	9,376

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
18	負担金補助及び交付金	1,000	海洋体験充実事業補助
17	備品購入費	60	学校図書
17	備品購入費	40	学校図書
7	報償費	681	出演料
11	役員費	30	広告宣伝費
13	使用料及び賃借料	165	バス借上げ

議案第 5 号

北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法第 291 条の 3 第 1 項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更する。

令和 6 年 6 月 18 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律によるマイナンバーカードと被保険者証一本化に伴い、北海道後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、地方自治法第 291 条の 11 の規定により、関係市町村の議会の議決を要するため。

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

北海道後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日市町村第1969号指令）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を処理する。

第19条第2項中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1（第4条関係）を削り、別表第2（第19条関係）を別表とする。

附則

- 1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

同意第1号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

1 住 所 檜山郡江差町字水堀町210番地

2 氏 名 佐 藤 弘 志
(昭和32年4月2日生・67歳)

令和6年6月18日提出

江差町長 照井 誉之介

同意第2号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 檜山郡江差町字中網町13番地
- 2 氏 名 畠山克朗
(昭和36年3月5日生・63歳)

令和6年6月18日提出

江差町長 照井 誉之介

同意第3号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 檜山郡江差町字鹹川町17番地
- 2 氏 名 山 口 艶 子
(昭和31年7月21日生・67歳)

令和6年6月18日提出

江差町長 照井 誉之介

同意第4号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 檜山郡江差町字越前町102番地
- 2 氏 名 笠 原 一 雄
(昭和27年4月26日生・72歳)

令和6年6月18日提出

江差町長 照井 誉之介

同意第5号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 檜山郡江差町字越前町146番地
- 2 氏 名 鈴木朝雄
(昭和27年7月24日生・71歳)

令和6年6月18日提出

江差町長 照井 誉之介

同意第6号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 檜山郡江差町字小黒部町20番地
- 2 氏 名 佐 藤 均
(昭和23年3月21日生・76歳)

令和6年6月18日提出

江差町長 照井 誉之介

同意第7号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 檜山郡江差町字中網町48番地
- 2 氏 名 長 尾 徹
(昭和50年3月29日生・49歳)

令和6年6月18日提出

江差町長 照井 誉之介

同意第8号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 檜山郡江差町字水堀町234番地
- 2 氏 名 村 田 雄 一
(昭和23年11月4日生・75歳)

令和6年6月18日提出

江差町長 照井 誉之介

同意第9号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 檜山郡江差町字鹹川町377番地
- 2 氏 名 澤 口 朝 幸
(昭和57年5月26日生・42歳)

令和6年6月18日提出

江差町長 照井 誉之介

同意第10号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

1 住 所 檜山郡江差町字水堀町343番地

2 氏 名 小笠原 裕 章
(昭和45年3月9日生・54歳)

令和6年6月18日提出

江差町長 照井 誉之介

同意第11号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 檜山郡江差町字豊川町62番地24
- 2 氏 名 太 田 誠
(昭和33年8月29日生・65歳)

令和6年6月18日提出

江差町長 照井 誉之介